

令和3年度 第3回山梨地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時：令和3年8月5日（木）午後3時30分～16時00分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 石垣委員、伊藤委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 小林委員、櫻井委員、佐々木委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 一之瀬委員、荻木委員、川島委員、長谷川委員、前嶋委員
事務局 生方労働局長、田村労働基準部長
太田良賃金室長、平出室長補佐
- 4 議 事
(1) 山梨県最低賃金の改正決定について（答申）
(2) その他

5 審議会内容

（賃金室長）

ただいまから、令和3年度第3回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益側、岡松委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者が3名おりました。

傍聴者は、お手元の審議会傍聴に当たっての遵守事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、反田会長以後の議事進行をお願いいたします。

【 議事（1） 山梨県最低賃金の改正決定について（答申） 】

（反田会長）

お暑い中皆様お疲れさまです。

早速、議事に入ります。

それでは、議事（1）の山梨県最低賃金の改正決定に係る答申に入ります。

本年度の山梨県最低賃金につきましては、山梨労働局長から調査審議の諮問を受

け、専門部会を設置して、7月16日から審議を重ねた結果、昨日8月4日に専門部会での結論をみるに至りました。

各専門部会委員の皆様の御協力に感謝申し上げます。

専門部会の審議結果について、部会長として私から報告すべきですが、報告文の写しを事務局から配布していただき、事務局から朗読をお願いします。

(賃金室長)

専門部会報告につきまして、朗読させていただきます。着座にて失礼いたします。

令和3年8月4日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会山梨県最低賃金専門部会部会長反田一富

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月1日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員、伊藤一帆、反田一富、鷹野正則

労働者代表委員、小林賢、佐々木琢郎、白倉範人

使用者代表委員、一之瀬滋輝、川島英一、長谷川正一郎

敬称は省略させていただきました。

次のページを御覧ください。別紙になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、山梨県の区域
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、866円
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6、効力発生の日、法定どおり。

さらに次のページを御覧ください。

山梨県最低賃金の改正決定審議経過の概要となっております。

7月16日に第1回の専門部会が開催され、部会長等の選出、労使からの意見聴取結果の報告等が行われました。

続いて、7月29日に第2回の部会が開催され、労側、使側双方から基本的見解を
発表いただきました。

8月2日に第3回、8月4日に第4回の部会が開催され結審となり、公益案につ

きまして、多数決により決議いただきました。

以上です。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御異議等がございますか。

よろしいでしょうか。

御異議等なければ。

失礼しました。

一之瀬委員。

(一之瀬委員)

効力発生日ですけれども、これ法定どおりというのは、これまで会議をしてきた予定ですと、10月1日ということでしょうか。

他県で効力発生日を延ばしてほしいという意見もあるのですが、そうしたことも可能でしょうか。

ちょっとその点を確認したいと思ひまして、質問いたしました。

(反田会長)

事務局から説明してください。

(賃金室長)

効力発生日は10月1日の予定になっておりますが、これを指定日発効ということと後ろにずらすこと自体は可能でございます。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

(一之瀬委員)

ずらすためにはどのようなことが必要ですか。

(反田会長)

もうこの時点では。

これを専門部会で法定どおりと決めて、これの状態で採決しているのです。

ここで採決の修正案を出して修正しない限り無理だと。

(一之瀬委員)

そこを聞きたいんです。

できるのかなのか。
そういうことならばできるんですか。

(賃金室長)

はい、効力発生日についても審議会の中で御審議いただいて決めていただくことが可能ですので、効力発生日を通常のように法定発効とせずに、指定日発効ということで、この日から発効だということで、審議会の中で決めていただければ、その日で発効ということも可能ではございます。

(一之瀬委員)

審議会ということは、この本審ということですか。
それとも、すでに終わった専門部会の中で話すべきことだったのでしょうか。

(反田会長)

と私は理解していますが。

(賃金室長)

そうですね。基本的に、専門部会の中で部会報告を、昨日採決していただいている中で効力発生日について法定どおりと決まっておりますので、手続き上、その時に案を出していただいて、決めていただくという流れになるかと思えますけれども、

答申案につきましては、ここで正式に採決していただくこととなりますので、ここで、方針が変わるということは、採決の結果であればあり得るかと思えます。

(一之瀬委員)

私は当事者で、すでにそれを認めていますから、今更ですが、こういうこともあるということを確認させていただきました。

ありがとうございました。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ほかに。

はい、荻木委員。

(荻木委員)

答申案については、理解はしましたが、この後採決されるということも理解しております。

その前に、私は専門部会に入っていないものですから、この答申案に対する私の

考えを述べさせていただければと思うのですが、それはこの場でさせていただいてもよろしいでしょうか。

(反田会長)

御意見なら。

長時間にわたらなければ。

(荊木委員)

では。

専門部会の中でも御審議されていたかとおもいますが、現在はコロナ禍の影響が持続していて、先が見えない中、中小企業の経営が非常に厳しい状況にあります。

これは、今年度の中小企業白書2021年度版でも、感染症流行により多くの中小企業が引き続き厳しい状況にあると、経済産業省から述べられています。

また、2021年2月の日本商工会議所の調査によりますと、特に宿泊、飲食業に対して最低賃金の引き上げによる影響が大きく、8割の企業が負担を感じるというデータもございます。

このような中で、最低賃金というものは、業種、業績を問わず、すべての企業に強制力のあるものですので、このような状態の中で最低賃金を上げるということは、非常に経営に対する圧迫が大きい。

経営者の側も雇用の確保等、非常に努力している中で、非常に大きな一つの課題になると考えております。

したがって、専門部会の答申は理解いたしました。私の考えといたしましては、今年度は引き上げをするべきではないと考えているということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

(反田会長)

そのほかになにかございますか。

どうぞ。

(前嶋委員)

同様に、私も反対いたします。

反対に立つ理由として、先ほどの方の発言にもございましたけれども、それ以外に、コロナの影響が非常に不透明な状況になってきていることもあります。

きのう現在、NHKのまとめで1万4千207人と1日当たりの過去最大の数字を示されていますし、山梨県も1日あたりで49人ですか、これも過去最高になっています。

また、山梨県の直近1週間の10万人当たりの患者数は33.79で、これはステージ4の相当になっております。

病床利用率等がございますので、緊急事態宣言とかには至らないのですが、全国で16番目の数ということでございます。

今回の決定に当っては、コロナの影響というものが十分に考慮されなければいけないと思います。その中で、ワクチンの接種が進んでいるかということ、甲府市では接種券を発送しただけで、64歳以下では基礎疾患のみの方しか受付がなされていない状況です。

このような不安を抱えて、なおかつ、手厚い助成金とか支援はなされておりますけれど、中小零細企業は生き延びるための資金を融資で賄っている現状もございません。

このような状況からして、この引上げ額には賛成できかねます。

以上です。

(反田会長)

そのほか、御意見とかございますか。

よろしいでしょうか。

(反田会長)

ないようでしたら、専門部会の報告は了承されたものといたします。

御意見はいただきましたけれども、部会報告としては了承されたというようにいたします。

(反田会長)

次に、ただいまの部会長報告に基づきまして、山梨県最低賃金改正に係る審議会からの答申についてお諮りいたします。

事務局に答申の案を作成していただいておりますので、それを配布の上、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

(案)

令和3年8月5日、山梨労働局長生方勝殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

山梨県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年7月1日付け山梨労発基0701第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結

論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、令和元年10月1日発効の山梨県最低賃金時間額837円は、令和元年度の山梨県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

次のページを御覧ください。別紙1になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、山梨県の区域
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間866円
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6、効力発生の日、法定どおり。

さらに次のページを御覧ください。別紙2となります。

山梨県の最低賃金は、生活保護水準を下回ってはいなかったことが記載されておりますが、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

（反田会長）

ただいまの答申案につきまして、何か御質問、御意見等がございますか。

（長谷川委員）

はい。

（反田会長）

どうぞ。

（長谷川委員）

答申案につきまして、ぜひ議事録に残していただきたいなと思いますので、一言述べさせていただきます。

中央最低賃金審議会が28円という金額を示されたときに、経営者のほとんどの方は、ずいぶんな上げ幅だなあとびっくりしたのではないかと私は思います。私自身も非常に高額な上げ幅でびっくりしましたし、落胆いたしました。

たぶん、労働者の代表の皆様も、これほどの金額の上げ幅にはなるとは予想していなかったと思いますが、中央から28円のアップという、明確な根拠、数値的な根拠がなにも示されないまま、28円という金額が示されたことに対しまして、非常に

憤りを感じているということを、ぜひ議事録に残していただきたいなと思います。
よろしくをお願いします。

(反田会長)

では、事務局のほうで議事録にお願いいたします。

(賃金室長)

はい、承知しました。

(反田会長)

そのほかに御意見はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

それでは、ただいま朗読いただきました答申案について採決をします。

慣例によりまして、反対からお伺いします。

この答申案について反対の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございます。

使用者側5名。労働者側、公益側はおりません。

次に、この答申案に賛成の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございました。

労働者側5名、公益側3名。

保留の委員は、いらっしゃらないですね。

ということで、8名対5名で賛成多数によりまして可決されたものと認めます。

(反田会長)

それでは、可決されました答申案に基づきまして、答申を行います。

【会長が、労働局長に答申を手交】

(反田会長)

それでは、ここで労働局長から御挨拶をお願いいたします。

(労働局長)

ただいま反田会長から、令和3年度山梨県最低賃金の改正に係る答申をいただき

ました。

本年度につきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、昨年度と同様、委員の皆様には、大変難しい状況下で、御審議を重ねていただいたと聞いております。

これまでの委員の皆様の真摯な御議論、御苦勞に深く感謝申し上げます。

今後におきましては、本答申を尊重しまして、速やかに所定の手続きを行い、県民の皆様には、改正されました最低賃金額を確実にお知らせ申し上げるよう、事務局一同、周知広報に努める所存でございます。

最後に本日の答申に至るまでの各委員の真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げます、答申に対する御礼の言葉とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(反田会長)

ありがとうございました。

それでは次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

ただいま、山梨県地域別最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、今後の手続について御説明いたします。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定により、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。

最低賃金法第11条第2項の規定により、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされていますので、この異議申出の締め切りは8月20日となります。

関係労使より異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、本審、いわゆる「異議審」を開催させていただき、異議申出の内容につきまして審議を行っていただくこととなります。

この異議申出につきましては、例年提出されておりますので、異議申出があることを前提といたしまして、既に委員の皆様と日程調整を行わせていただき、「異議審」を8月23日に開催する予定としております。

「異議審」におきまして、答申どおりが適当との決定がなされた場合には、労働局長が答申に沿って、最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

官報公示がなされると、その30日後に発効することとなりますが、官報公示の手続に少し時間がかかりますので、9月1日の水曜日に官報公示予定となっており、改正されました最低賃金の発効日は10月1日となる予定です。

以上でございます。

(反田会長)

今の事務局の説明に、何か御質問等ございますか。
よろしいでしょうか。

(各側委員)

特になし。

(反田会長)

それでは、次の議題(2)その他に入りますが、何かございますか。

(各側委員)

特になし。

(反田会長)

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

本日、この後、プレス発表を行う予定としております。
明日の新聞に掲載されるかどうかはわかりませんが、御承知おきください。
以上でございます。

(反田会長)

以上をもちまして、令和3年度第3回山梨地方最低賃金審議会を終了します。
なお、本日の議事録の確認ですが、白倉委員と一之瀬委員にお願いします。
それでは、お疲れ様でした。